

県営住宅における自動車保管場所（身体障害者向住宅及び専用庭）に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、県営住宅における自動車保管場所の使用及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 保管場所 県営住宅の敷地内に、県が自動車の保管場所として認めた場所をいい、神奈川県県営住宅条例（以下「条例」という。）第2条第4号に規定する共同施設としての駐車場以外のものをいう。
- (2) 専用庭 県営住宅の住戸に附属した専用の庭をいう。
- (3) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する自動車（二輪車を除く。）をいう。
- (4) 入居者 県営住宅入居名義人（入居予定者を含む。）をいう。
- (5) 使用承認者 保管場所の使用について、承認を受けた入居者をいう。
- (6) 使用者 入居者又は同居者のうち、実際に自動車を使用する者をいう。

（保管場所の県有財産規則上の位置づけ）

第3条 保管場所は、身体障害者向住宅に附属している等、本来の行政目的の必要上承認されるものであり、行政財産の目的外使用許可の対象にはならない。

（保管場所の使用承認を受ける者の資格）

第4条 保管場所の使用の承認を受けることのできる者は、県営住宅の入居者とする。ただし、県営住宅家賃を滞納している者及び条例第35条に規定する高額所得者として認定された者は除く。

2 前項本文の規定にかかわらず、当該保管場所が附属する住宅の入居者が保管場所を使用しない場合に限り、当該住宅の入居者の承諾があれば、住宅営繕事務所長はその場所を他の入居者（身体障害者に限る。）に使用させることができる。

（保管場所として承認する場所）

第5条 保管場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 特定目的住宅のうち、身体障害者向住宅に附属して設けられ保管場所
 - (2) 「障害者等に対する住宅等設備改良事業実施要領（平成10年4月1日施行）に基づき、県営住宅の敷地内に設置された身体障害者のための保管場所
 - (3) 高層及び中層住宅を除く住宅の専用庭
- 2 前項第2号及び第3号の保管場所の設置は、保管場所の設置が可能な場合に限るものとし、県はその設置について当該県営住宅の自治会の意見を参考にするものとする。

3 第1項第3号の専用庭を保管場所として使用する場合には、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) 団地の土地及び道路等の形状を大幅に変更しない場所であること。
- (2) 保管場所への出入りに関し、管理上重大な影響を及ぼすことのない場所であること。

(保管場所の承認をすることのできる自動車及び台数)

第6条 保管場所を使用することのできる自動車は、道路運送車両法施行規則第2条に規定する自動車のうち、長さ5.0メートル以下、幅1.8メートル以下の規格であり自家用に供するもの又は入居者若しくは同居者が自らの職業又は事業に供するものに限る。ただし、住宅営繕事務所長が特に認めたものについてはこの限りではない。

2 保管場所を使用することのできる自動車の台数は、県営住宅1戸につき1台限りとする。ただし、住宅営繕事務所長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(保管場所の承認申請)

第7条 保管場所の承認を受けようとする入居者は、自動車保管場所使用承認申請書（第1号様式）に次の必要書類を添えて、指定管理者（以下「指定管理者」という。）を経由して住宅営繕事務所長に申請しなければならない。

ただし、第5条第1項第1号については、(1)、(2)、及び(6)を、同項第2号については(1)、(2)の添付を要しない。

- (1) 保管場所の見取図
- (2) 保管場所の配置図
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 使用者の自動車運転免許証の写し
- (5) 誓約書（第2号様式）
- (6) 近隣居住者との同意書（第3号様式）及び自治会長等の承諾書（第4号様式）
- (7) 第4条第2項に該当する者は当該住宅名義人の保管場所の使用承諾書
- (8) その他必要な書類

2 前項の申請を行うことにより次条の承認を受けた入居者は、条例第31条第1項の規定による住宅営繕事務所長の承認があったものとみなす。

(保管場所の承認)

第8条 前条の承認申請があった場合、住宅営繕事務所長は第5条及び第6条に適合するか否かを審査し、その結果を自動車保管場所使用承認書（第5号様式）又は自動車保管場所使用不承認書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(承認期間)

第9条 承認期間は、承認の日から使用承認者が退去する日までとする。

(届出)

第10条 使用承認者は、その試用期間中に次の各号に該当する事由が生じた場合には、1か月以内に自動車保管場所使用承認変更届出書（使用者・自動車）（第7号様式）にその内容を証する書面を添えて、指定管理者を経由して住宅営繕事務所長に届け出

なければならない。

- (1) 使用者に変更があった場合
- (2) 自動車に変更があった場合

2 前項の届出があった場合、住宅営繕事務所長は承認の要件に適合するか否かを改めて審査するものとする。

(保管場所の承継)

第11条 使用承認者が死亡し又は退去した場合であって、同居者がその住宅の承継承認を受け、かつ保管場所を使用する場合は、指定管理者を経由して住宅営繕事務所長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、前条の規定を準用する。

(禁止事項)

第12条 使用承認者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。なお、使用承認者と使用者が異なる場合は、使用承認者は使用者を監督し、本条及び次条を遵守させなければならない。

- (1) 承認自動車以外の利用
- (2) 保管場所への工作物等の設置
- (3) 承認した保管場所の全部又は一部の転貸
- (4) 危険物又は近隣の居住者に支障となる荷物又は動物等を積載しての保管場所の使用
- (5) 保管場所内での火気の使用、洗車、オイル交換等
- (6) 保管場所内での騒音等生活環境上支障となる行為
- (7) 団地内での保管場所以外への駐車
- (8) 管理上支障となる行為
- (9) その他前各号に準ずる行為

(遵守事項)

第13条 使用承認者及び使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 団地内道路は、安全運転に努めること。
- (2) 団地内の施設、設備等を破損しないように努めること。
- (3) その他保管場所を正常に使用できるように努めること。

(保管責任の免責)

第14条 県は、保管場所の出入り等により生じた事故については、一切その責任を負わないものとする。

(使用承認者の責任)

第15条 使用承認者は、故意又は過失によって団地内の施設及び設備等に損害を与えた場合には、直ちに指定管理者を経由して住宅営繕事務所長に連絡し、その指示を受け、自己の責任により原状回復又はその損害を賠償しなければならない。

(承認の取下げ)

第16条 使用承認者は、保管場所を使用する自動車を所有又は使用しなくなるときは、所

有又は使用しなくなる日の 15 日前までに指定管理者を経由して住宅営繕事務所長に自動車保管場所使用承認取下げ届出書(第8号様式)を提出しなければならない。

2 使用承認者が県営住宅を明け渡す場合には、前項の規定にかかわらず、明渡日をもって承認の取下げがあったものとみなす。

(承認の取消し)

第17条 住宅営繕事務所長は、使用承認者が次の各号のいずれかに該当するときは、一定の期間を定めて承認を取消しする旨の予告通知をした後承認を取り消すことができる。

- (1) 第10条第1項に基づく届け出がなされなかったとき又は同条第2項に規定する審査をした結果適合しないと認められたとき。
- (2) 第11条に基づく承継手続きを行わないとき。
- (3) 第12条の各号に掲げる行為をしたとき。
- (4) 保管場所を利用している自動車を所有又は使用しなくなったにもかかわらず、前条第1項の届け出をしないとき。
- (5) 条例及び本要綱並びに住宅営繕事務所長の指示に違反したとき。

2 前項の予告通知により改善が認められた後、前項各号のいずれかに該当する行為が再び行われた場合には、住宅営繕事務所長は予告通知をせずに承認を取消すことができる。

(車庫証明のための権利を証明する書面の発行)

第18条 使用承認者は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第1項第1号に規定する当該自動車の保管場所として使用する権利を有することを証明する自動車保管場所承認証明書(以下「証明書」という。)(第10号様式)の交付を受けようとするときには、自動車保管場所使用承諾証明願出書(以下「願出書」という。)(第9号様式)を指定管理者を経由して住宅営繕事務所長に提出するものとする。

2 住宅営繕事務所長は、使用承認者から前項の願出書の提出があり、その内容を審査し、適当と認められるときには、証明書を交付するものとする。

ただし、使用承認者が異なるときは、使用者名をもって証明書を交付する。

(疑義)

第19条 この要綱に定めのない事項は、住宅営繕事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 県営住宅における自動車保管場所(身体障害者向住宅及び専用庭)に関する要綱(平成4年1月1日制定)については、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱施行後についても、従来からの団地内の空き地等を利用した身体障害者用の自動車保管場所についての取扱いは、当分の間従前の例による。
- 4 要綱第2条第2号専用庭については、次の条件をすべて満たす場合、特例として、同一団地内の、用途廃止予定で既に空家になっている住宅の専用庭を、自動車保管場所として使用させることができる。
 - (1) 建替同意済みの住宅であること。
 - (2) 申請者の専用庭が斜面であるため、自動車の保管が物理的に不可能であること。
 - (3) 住宅管理上、支障のないこと。
 - (4) 使用期間が短期間（概ね2年以内）であること。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

自動車保管場所使用承認申請書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

住宅名	団地	号棟	号室
部屋コード			
フリガナ		電	話
住宅入居名義人		—	—

このことについて、次の場所を自動車保管場所として使用したいので、必要書類を添えて申請します。

自動車保管場所として使用する場所の位置	
自動車の所有者または使用者氏名	
自動車保管場所使用者氏名	
(カナ)	
(漢字)	
自動車登録番号	

■ 欄は記入しないでください。

添付書類

- 保管場所の見取図
- 保管場所の配置図
- 自動車検査証の写し
- 使用者の自動車免許証の写し
- 誓約書
- 同意書及び承諾書
- その他必要な書類

第2号様式（第7条関係）（用紙　日本工業規格A4縦長型）

誓 約 書

年　月　日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

住　宅　名

住　宅　番　号　　　　　　　号棟　号室

入　居　者　氏　名

自動車所有者氏名

平成　　年　　月　　日付けで自動車保管場所使用承認申請をいたしましたが、承認された場合には、次の事項を守ることを誓約します。

1. 自動車を格納するための工作物は設置しない。
2. 承認を受けた者以外の者に保管場所を使用させないこと。
3. 保管場所を使用しなくなった場合、模様替えの箇所を自己の負担で遅滞なく原状に復すること。

同 意 書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

住 宅 名

住 宅 番 号

号棟

号室

入 居 者 氏 名

自動車所有者氏名

このたびは、上記入居者が当室前を自動車の保管場所として使用することについては、広さも問題なく当方にも支障もありませんので、異議なく同意します。

住 所	氏 名

第4号様式（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

承 諾 書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

住 宅 名		
住 宅 番 号	号棟	号室
入 居 者 氏 名		
自動車所有者氏名		

私儀、このたび上記入居者が県営住宅における自動車保管場所に関する要綱第7条に基づいて行おうとする、自動車保管場所の設置については、異議なく承諾します。

自 治 会 長
()

第5号様式（第8条関係）（用紙　日本工業規格A4縦長型）

自動車保管場所使用承認書

年　月　日

住　宅　名

住　宅　番　号

使用承認者　　様
(住宅名義人)

神奈川県住宅営繕事務所長

印

平成　　年　　月　　日付けをもって申請のあった自動車保管場所の使用について、次の条件をもって承認します。

1 自動車保管場所の位置

2 自動車保管場所使用者名

3 自動車登録番号

4 使用期限

承認の日から使用承認者退去の日まで

5 承認条件

県営住宅における自動車保管場所（身体障害者向住宅及び専用庭）に関する要綱第12条及び13条を守ること

禁止事項（第12条）

- (1) 承認自動車以外の利用
- (2) 保管場所への工作物等の設置
- (3) 承認した保管場所の全部又は一部の転貸
- (4) 危険物又は近隣の居住者に支障となる荷物又は動物等を積載しての保管場所の使用
- (5) 保管場所内での火気の使用、洗車、オイル交換等
- (6) 保管場所内での騒音等生活環境上支障となる行為
- (7) 団地内での保管場所以外への駐車
- (8) 管理上支障となる行為
- (9) その他前各号に準ずる行為

守らなければならない事項（第13条）

- (1) 団地内道路は、安全運転に努めること。
- (2) 団地内の施設、設備等を破損しないように努めること。
- (3) その他保管場所を正常に使用できるように努めること。

第6号様式（第8条関係）（用紙　日本工業規格A4縦長型）

自動車保管場所使用不承認書

年　　月　　日

住　宅　名

住　宅　番　号

住　宅　名　義　人

様

神奈川県住宅営繕事務所長

印

平成　　年　　月　　日付けで申請のありました自動車保管場所の使用については、審査の結果、次の理由により不承認としますので通知します。

（自動車保管場所の使用を承認しない理由）

第7号様式（第10条、第11条関係）（用紙　日本工業規格A4縦長）

自動車保管場所使用承認変更届出書（使用者・自動車）

年　　月　　日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

住　宅　名	団地	号棟	号室
部屋コード			
フリガナ		電	話
住宅入居名義人		—	—

欄は記入しないでください。

次のとおり（使用者・自動車）の変更について、県営住宅における自動車保管場所（身体障害者向住宅及び専用庭）に関する要綱第10条又は第11条の規定により届け出ます。

《変更前》

自動車保管場所使用者氏名又は使用承認者	
(カナ)	
(漢字)	
自動車登録番号	

《変更後》

自動車保管場所使用者氏名又は使用承認者	
(カナ)	
(漢字)	
自動車登録番号	

添付書類

- 1 自動車検査証の写し
- 2 自動車運転免許証の写し
- 3 自動車を変更する届出の場合には、県に提出している自動車について、次のいずれかの証明
 - ① 下取り証明書
 - ② 自動車廃棄処分証明書 登録 年 月 日
 - ③ 譲渡証明書
- 4 入居の承継承認の場合は、入居承継承認書の写し

第8号様式（第16条関係）（用紙　日本工業規格A4縦長型）

自動車保管場所使用承認取下げ届出書

年　　月　　日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

住　宅　名	団地	号棟	号室
部屋コード			
フリガナ		電	話
住宅入居名義人		—	—

年　　月　　日付けで承認された自動車保管場所使用承認について、承認の取下げをしたいので届け出ます。

取　下　げ　年　月　日	
年　月	
日	
自動車保管場所使用者氏名	
(カナ)	
(漢字)	
自動車登録番号	
理　　由	



欄は記入しないでください。

第9号様式（第18条関係）（用紙　日本工業規格A4縦長型）

自動車保管場所使用承諾証明願出書

年　月　日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

住　宅　名	団地	号棟	号室
部屋コード			
フリガナ		電	話
住宅入居名義人		—	—

次の使途理由により、自動車保管場所使用承諾の証明が必要ですので、証明願います。

承諾書発行年月日	
年　月　日	
自動車保管場所使用者氏名	
(カナ)	
(漢字)	
自動車登録番号	
理由	

■欄は記入しないでください。

使途理由が次に該当する場合は、1ヶ月以内に自動車保管場所使用承認変更届出書（使用者・自動車）にその内容を証する書面を添えて提出してください。

- ① 入居者が自動車を購入するために申請するとき。
- ② 県に提出している自動車を変更するために申請するとき。